

茲に現在日本人状況一覽表に依りて一般情勢を示すこと左の如し
一、在留法人数（軍人、軍属及領事館員を除く）

本邦人		朝鮮人		台灣人		計
男	女	男	女	男	女	
二五〇	一一三	一六	五八	二		四三九

一、家屋賃下数其の他

家屋賃下数 一四八
営業許可件数 一四〇
同右開業数 八八
営業種別

營業種別	許可数	同上
食糧雜貨	四二	
貿易商	三	同上
文房具	一	同上
彫刻	一	同上
文房具	一	同上

煙草卸小売	一	同上
宿舎修理及販	二	同上
時計修理及販	三	同上
洋服店	三	同上
運送業	四	同上
船舶運輸	二	同上
自動車修理	一	同上
印刷業	一	同上
陶磁器商	一	同上
■■売業	四	同上
洗濯屋	一	同上
土木建築	三	同上
皮具商	一	同上
靴製造並修理	三	同上
計	一四〇八八	同上
医	三	同上
齒科	一	同上
飲食店	二	同上
料理店	二	同上
貸席類	五	同上
カフエ	一	同上
喫茶店	一	同上
菓子製造販売	五	同上
興行	二	同上
魚商	二	同上
豆腐屋	二	同上
写真屋	六	同上
質屋	一	同上
新聞通信	四	同上
宗教	一	同上

南京に於ける經濟の流通は交通機關の不備に伴ひ■■に物資の欠乏を告げたる為当初は酒保は固より一般商人に於ても支那人に対する商品の販売を禁し特に公共事業の職員又は日本軍に於て雇傭し又は使役する者に限り購入許可証を下付し軍票を以て日本人商店に於ける商品の購入を認めたり

斯くの如きは真に事情己むを得ざりし所なるか一方に於ては軍票を給与し他方に於ては購入許可証を下付するは其の何れか通貨なりやを知らず軍票の信用に關しても障害あり其の間支那人の欠乏■■甚しく自治委員會の救済も到底及はざる勢あり漸く宣撫の必要強調せらるるに及び二月十五日「支那人に対する物品販売商店開設の件」（末尾添付）を定め一定商店（十三軒）をして軍票を以て支那人に対する商品の販売を定め別に物資統制委員會を組織することとなれり

尚自治委員會統制処の購買物品に關しても其の都度日本商人を斡旋紹介すると共に監督を加へ来れり

這般の事情は一欠不可■■の■■き感を与ふるも内部に於ては当事者の常

に論議の対象とせるところにして最劣慮せる所なり

以上の経過を辿りて南京市に於ける經濟取引は次第に平常に復し反面城門通行の自由と共に日支人間の經濟的結合は漸く緊密を加ふるも■■と信せらる。茲に日支間の取引状況に關し稍紫說せるは将来の取引■■主として支那人を対象とすへきは論なきところにして最參考の価値ありと思惟するに因る